



うちなー健康経営宣言

第17号

令和 3 年 4 月 1 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

今はもう昔の話となってしまった長寿県沖縄。

過去の栄光はさておき、沖縄県を支えていく働き盛り世代の健康をとり戻すための行動が、今私たち経営者に強く求められていることを痛感しています。

「企業は人なり」との言葉がある通り、一人ひとりの支えによって成り立つもので、「県」も然りです。社員一人ひとり、県民一人ひとりの健康があってこそ繁栄していくものではないでしょうか。

私は、健康経営を「**為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり**」を信条に、経営者とそこで働く一人ひとりが成すための行動を意識して行おうと考えています。そうすることで、長寿県沖縄の復活は成せるものと信じています。

そのためにも今後、対症療法的活動と根本療法的活動をうまく組み合わせながらの取り組みを、従業員と共に地道に行って参ります。

沖縄ガスリビング株式会社 代表取締役社長 島 紀彦

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
(協会けんぽと事業者代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する)
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
(屋内禁煙、屋外に喫煙所設置)
6. 適正飲酒対策に取り組む。
(就業前にアルコール検知器にて呼気中アルコールの濃度のチェック (全社員))
7. 血圧管理に取り組む。(血圧計・体重計の設置)
8. 感染症予防に取り組む。(インフルエンザ予防接種費用全額会社負担：指定病院)
(手洗い、うがい、検温、アルコール消毒、マスク着用等の徹底)
9. メンタルヘルス対策に取り組む。(メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知)

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。